

裁判年月日 平成23年10月20日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平23(ワ)11368号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却 上訴等 控訴 文献番号 2011WLJPCA10208001

要旨

◆東北地方太平洋沖地震直後、被告の所有するマンション専有部分に設置されていた電気温水器の排水管に亀裂が生じ、階下にある原告らのマンション専有部分にまで水漏れが及んだとして、原告らが、被告に対し、民法717条に基づく損害賠償を、また、被告と個人財産総合保険契約を締結していた被告会社に対し、被告会社への直接の権利行使を可能とする原告間の合意に基づいて、保険金の支払を求めた事案において、本件では、土地の工作物である電気温水器の設置又は保存につき瑕疵があったとして、被告の工作物責任を認めて同人に対する請求を一部認容した上で、本件保険には地震免責条項があるものの、本件マンション付近における最大でも震度5強程度の地震のゆれは、同条項にいう「地震」には当たらないと解されるなどとして、本件地震免責条項の適用を否定し、同保険の約款による損害額を限度に、被告会社に対する請求も一部認容した事例

◆地震免責条項にいう「地震」とは、戦争、噴火、津波、放射能汚染などと同じ程度において、巨大かつ異常な地震、すなわち、社会一般ないし当該保険契約の契約者において通常想定される危険の範囲を超えて大規模な損害が一度に発生し、保険契約者の拠出した保険料による危険の分散負担が困難となるような巨大な地震をいうとされた事例

裁判経過

控訴審 平成24年 3月19日 東京高裁 判決 平23(ネ)7546号 損害賠償請求控訴事件

出典

判時 2147号124頁<参考収録>

金法 1958号103頁<参考収録>

金商 1392号45頁<参考収録>

自保ジャーナル 1871号13頁

ウエストロー・ジャパン

評釈

渡邊雅之・NBL 965号8頁

商事法務



参照条文

民法717条

商法629条(平20法57改正前)

裁判年月日 平成23年10月20日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平23(ワ)11368号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却 上訴等 控訴 文献番号 2011WLJPCA10208001

東京都杉並区〈以下省略〉

原告 X 1

訴訟代理人弁護士 X 2

東京都杉並区〈以下省略〉

原告 X 2

東京都杉並区〈以下省略〉

原告 X 3

東京都杉並区〈以下省略〉

被告 Y 1

訴訟代理人弁護士 藤井篤

同 乙山直美

東京都千代田区〈以下省略〉

被告 東京海上日動火災保険株式会社

代表者代表取締役 A

訴訟代理人弁護士 柏木秀夫

同 松吉威夫

同 鈴木邦人

同 城崎建太郎

主文

1 被告Y 1は、原告X 2に対し104万9222円、原告X 1に対し10万円及びこれらに対する平成23年4月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告東京海上日動火災保険株式会社は、被告Y 1の前項の各原告に対する支払義務が確定したときは、原告X 2に対し107万5524円、原告X 1に対し10万2506円をそれぞれ支払え。

3 原告X 3の被告らに対する請求、原告X 2の被告らに対するその余の請求及び原告X 1の被告東京海上日動火災保険株式会社に対するその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、訴え提起手数料のうち2000円を原告らの負担とし、その余の費用の

うち原告X3に生じたものを同原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

5 この判決の第1項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告Y1は、原告X2に対し126万7422円、原告X1に対し10万円、原告X3に対し5万円及びこれらに対する平成23年4月21日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告東京海上日動火災保険株式会社は、被告Y1の前項の各原告に対する支払義務が確定したときは、各原告に対し前項の各金員を支払え。

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実は、後記証拠及び弁論の全趣旨により認められる。

(1) マンションの電気温水器の配水管からの水漏れ

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震が平成23年3月11日午後2時46分頃に発生した。その直後、被告Y1（以下「被告Y1」という。）が所有する東京都杉並区（以下省略）所在のaマンション（以下「本件マンション」という。）6階603号室（甲1）の専有部分に設置されていた電気温水器から室内への配水管に亀裂が生じ（甲18、乙1、丙2）、そこから水が漏れ、そのため原告X2（以下「原告X2」という。）の所有する5階504号室（甲2）にまで水漏れが及ぶ事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲3、甲20）。

原告X3（以下「原告X3」という。）は、原告X2の妻である。原告X1は、原告X2及び原告X3夫妻の娘婿であり、504号室を住居として妻子3人で暮らしている（甲12、甲16、甲22、原告X3本人）。

(2) 損害賠償責任保険及び地震免責条項

被告Y1は、被告東京海上日動火災保険株式会社（以下「被告会社」という。）との間で、本件マンション603号室の建物を保険の目的として、ホームオーナーズ保険（個人財産総合保険）契約を締結していた（以下「本件保険契約」という。）。本件保険契約の個人賠償責任保険総合補償特約（丙1の67頁以下）には、本人（被告Y1）の居住の用に供される保険証券記載の住宅（本件マンション603号室）の所有、使用又は管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害又は死亡をいう。）又は財物の滅失、毀損若しくは汚損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、この特約条項が付帯された普通保険約款及び特約条項に従い、保険金を支払うことが定められ（1条1項）、ただし、被告会社は、地震によって生じた損害に対しては、保険金を支払わないこととされている（3条3項、以下「地震免責条項」という。）。

被告会社が支払う保険金の範囲には、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金が含まれ

、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用又は判決日までの遅延損害金を含むものとされている（5条1項）。1回の事故につき支払うべき保険金の額は、損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額（保険証券に0円と記載されている。）を超過した額とされ、ただし、支払限度額（保険証券に5000万円と記載されている。）を限度とするものとされている（6条1項）。

(3) 保険金請求権の直接行使の合意

原告らと被告Y1は、本件事故によって原告らが被った損害につき原告らが同被告に対して有すると主張する損害賠償請求権の行使に当たっては、同被告の被告会社に対して有すると主張する保険金請求権を本件訴訟手続において原告らが被告会社に対して直接行使することを合意した（甲21）。

(4) 東北地方太平洋沖地震の震度

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による地震動の強さを示す震度は、東京都杉並区の観測点において、桃井で震度5強、阿佐谷と高井戸で震度5弱を観測した。震度の階級区分は、気象業務法4条及び同法施行規則1条の2の表第2号イ(6)に基づく気象庁震度階級表（平成8年2月15日気象庁告示第4号）によって定められている。気象庁では、ある震度の揺れがあった場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示す資料として「気象庁震度階級関連解説表」を作成しており、平成21年3月31日から改定運用されている「気象庁震度階級関連解説表」は、別紙のとおりである。

2 請求の原因（原告らの主張）

(1) 被告らの責任

被告Y1は、本件事故の原因となった電気温水器の占有者であり所有者でもあるから、民法717条により、土地の工作物の設置・保存の瑕疵による階下504号室への水漏出によって原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。

被告会社は、被告Y1に対し、上記損害賠償義務について本件保険契約に基づく損害賠償責任保険金を支払うべき義務があり、被告Y1と原告らは、原告らが被告会社に対し直接権利行使をすることを合意した。

(2) 損害

① 原告X2の蒙った損害 126万7422円

内訳 電灯改修工事代金 15万2922円（甲10の3）

内装リフォーム工事代金 103万9500円（甲10の2）

慰謝料 7万5000円

（3月12日から4月5日まで1日3000円）

原告X2は、本件事故発生当日の3月11日の深夜に東京から徒歩で荻窪までたどり着いて、本件事故の発生を知らされ事故現場に到着、原告X1の家族が水浸しになった504号室の被害現場に遭遇、一時は啞然としたが、気を取り直し、早速、同家族の避難先の住居その他の対応に追われ、又、原状回復と補償に関する被告らの不誠実な対応に連日翻弄され、その心労で4月2日夜半の被告Y1との長電話による交渉決裂の後、発作を起こして翌日の日曜日（4月3日）には救急車で中野の救急病院に搬送される事態となった（甲8）。本件

事故による原告X2の精神的苦痛は1日あたり1万円を下らないが、本件では本訴提起日までの過去分としてそのうち3000円のみを1日あたりの慰謝料として請求する。

② 原告X1の蒙った損害 慰謝料10万円

(3月12日から4月5日まで1日4000円)

原告X1は、平穏で幸せな生活を本件事故によって突如として破壊され、その後、一家3人が安心して暮らせる住居が無いまま、被告らの不誠実な対応に今日までその苦悩を耐え忍んで一家の支柱としてがんばってきているが、それもいまや限界に達している。その間、妻及び小学生の子供の安全な日常生活の確保と自らの職業人・社会人としての責任を果たしていかなばならないという原告X1の苦痛は金銭に評価し難いものであるが、敢えて評価するとすれば1日あたり1万5000円を下らない。本件では、本訴提起日までの過去分として、そのうち4000円のみを1日あたりの慰謝料として請求する。

③ 原告X3の蒙った損害 慰謝料5万円

(3月12日から4月5日まで1日2000円)

原告X3は、原告X2の妻として、原告X1の家族の当座の避難先としてその住居を提供している関係から、小学生低学年の子供を含めた日常の衣食・習い事等の世話に多くの時間をとられ、高齢のための心労たるや筆舌に尽し難いところである。その精神的苦痛を慰謝するとすれば、1日あたり8000円を下らないが、本件では、本訴提起日までの過去分として、そのうち2000円のみを1日あたりの慰謝料として請求する。

第3 裁判所の判断

1 被告Y1の損害賠償責任について

前記前提事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

① 本件マンション(甲1)は、東京都杉並区荻窪5丁目に所在する昭和57年6月2日新築の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造9階建の建物であり、被告Y1は平成19年8月に603号室の専有部分の建物を購入してから、専有部分に設置されていた電気温水器を含めて603号室の建物を所有し占有している。

② 本件マンションは、昭和57年新築の鉄筋コンクリート造建物であり、前記気象庁震度階級関連解説表の「鉄筋コンクリート造建物の状況」の(注1)によれば、鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和57年以降は耐震性が高い傾向があるとされている。

③ 東京都杉並区における震度は、最大でも震度5強にすぎず、気象庁震度階級関連解説表の「鉄筋コンクリート造建物の状況」では、震度5強でも、耐震性が高い建物では、特段の被害はなく、耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあるとされているにすぎない。

④ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の際にも、本件マンションでは、603号室以外には電気温水器からの漏水事故はなく、近隣の同様のマンションも地震による特段の被害は生じていない(甲12)。それにもかかわらず、603号室の電気温水器については、地震の振動により配水管に亀裂が生じた(丙2)。

⑤ 配水管に亀裂が生じた電気温水器(乙1, 丙2)は、平成6年製造の東芝製電気温

水器であり、平成19年にメーカーによる点検がされていた。しかし、亀裂が生じた配水管は、別紙写真のとおり、同じ電気温水器の他の配水管と比べても色が薄く褪せており、経年劣化していたことが明らかである（検証の結果）。

上記認定事実によれば、耐震性が比較的高かったと認められる昭和57年建築の鉄筋コンクリート造建物である本件マンションにおいて、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物では特段の被害が生じないとされている震度5強程度の地震の振動によって電気温水器の配水管に亀裂が生じたことが認められる。そうであるとすれば、電気温水器の配水管の強度又はその設置方法において、通常有すべき程度の耐震性が確保されていなかったと認めるのが相当であり、土地の工作物である電気温水器の設置又は保存に瑕疵があったと認められる。

被告Y1は、電気温水器の占有者であり所有者であるから、民法717条に基づき、電気温水器の配水管の亀裂から水が漏れ、階下の504号室に水漏れが生じたことによる損害を賠償する責任がある。

2 原告らの損害について

① 原告X2の損害 104万9222円

電灯改修工事代金15万2922円（甲10の3）及び内装リフォーム工事代金103万9500円（甲10の2）の合計119万2422円の損害のうち、経過年数による損耗分を控除した104万9222円をもって本件事故による水漏れによって必要となった電灯改修工事及び内装リフォーム工事により原告X2が蒙った損害と認める。

原告X2の主張する精神的苦痛は、損害賠償を請求するための苦労であって本件事故によって生じた損害と評価することが相当でないものであるか、あるいは居住者である原告X1が直接蒙った精神的苦痛について妻の父としての立場から間接的に受けた精神的苦痛であって原告X1の損害として評価するのが相当なものである。いずれにしても原告X2について、本件事故により慰謝料をもって賠償すべき精神的苦痛の損害があるとは認められない。

② 原告X1の損害 10万円

原告X1は、本件事故発生後、水漏れの修復工事が完了して再び住めるようになるまでに通常要する期間について、生活の基盤である504号室の居宅に住めず、妻の実家に仮住まいを余儀なくされ、また、これにより避難先を提供した原告X2及び原告X3にも迷惑をかけ、大きな精神的苦痛を蒙ったと認められる。本件の一切の事情を考慮し、通常要する期間を本件事故翌日の平成23年3月12日から平成23年4月5日までの25日間と認め、その期間について1日4000円の慰謝料を相当と認めるから、原告X1の慰謝料の損害は、10万円となる。

③ 原告X3の損害

原告X3の主張する心労は、十分に認められる。しかし、その性質は、504号室の所有者である原告X2の妻として、また原告X1に避難先を提供した実家の主婦として、間接的に蒙った損害である。これは、原告X2の財産的損害及び原告X1の精神的損害に対する賠償を認めることによって評価すべきものであり、本件事故と法律上の因果関係がある損害とはいえない。

3 被告Y1に対する請求について

以上によれば、被告Y1は、民法717条に基づき、原告X2の上記2①の損害104万9222円と原告X1の同②の損害10万円及びこれらに対する訴状送達の日翌日である平成23年4月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。被告Y1に対する請求は、原告X1の請求は全部理由があり、原告X2の請求は上記限度で理由がある。原告X2のその余の請求及び原告X3の請求は理由がない。

4 地震免責条項について

地震免責条項は、個人賠償責任総合補償特約条項3条において、戦争、噴火、津波、放射能汚染などによって生じた損害と並んで、地震によって生じた損害に対して保険会社が保険金を支払わないことを定めているものである（丙1の67頁）。このような約款の規定を全体として評価解釈すれば、地震免責条項は、通常有すべき耐震性を有しなかったことにより地震によって損害が生じ、これにより保険契約者が民法717条による土地の工作物責任を負うことになった場合であっても、地震によって生じた損害であるとして保険会社の免責を認める趣旨の規定ではないと解するのが相当である。すなわち、地震免責条項にいう「地震」とは、同様に免責される戦争、噴火、津波、放射能汚染と合わせて考えると、それは通常の想定を超える巨大かつ異常な自然ないし社会の事象によって、広範囲において同時多発的に大規模な災害が生ずる事態を予定した規定であると解されるからである。ところで、戦争、噴火、津波、放射能汚染などとは異なり、日本では地震が多発することが社会一般に認識されているため、本件保険契約における保険の目的である建物については、ある程度の地震による振動は、社会一般において通常備えるべき危険と認識され、これに対する耐震性は建物が通常有すべき性質であると認識されている。そうであるとすれば、地震免責条項にいう「地震」とは、社会において通常備えるべき危険と認識されている程度の地震をいうのではなく、戦争、噴火、津波、放射能汚染などと同じ程度において、巨大かつ異常な地震、すなわち社会一般ないし当該保険契約の契約者において通常想定される危険の範囲を超えて大規模な損害が一度に発生し、保険契約者の拠出した保険料による危険の分散負担が困難となるような巨大な地震について、これによる損害から保険会社を免責することにより、当該保険の制度設計において想定した保険による危険の分散が可能な範囲に保険会社の責任を制限しようとしたものにすぎないと解されるからである。

したがって、前記1の認定判断のとおり、比較的耐震性の高かった本件マンションにおいて、同様のマンションであれば震度5強程度の地震では配水管の亀裂というような被害は通常生じないはずであるのに、被告Y1の管理する603号室については通常有すべき耐震性すら有していなかったために電気温水器の配水管に亀裂が生じたと認められる以上、配水管の亀裂の原因となった本件マンション付近における最大でも震度5強程度の地震のゆれは、地震免責条項にいう「地震」にはあたらないと解するのが相当である。したがって、この地震のゆれによって電気温水器の配水管に亀裂が生じ、これによる水漏れによって階下の504号室に生じた損害は、地震免責条項にいう「地震によって生じた損害」にあたらない。また、上記認定判断によれば、社会的に通常想定されている震度5強程度の地震のゆれにすぎないのであるから、この程度の地震が損害発生の一因として寄与しているとしても、これをもって保険金額を減額する理由として考慮するのも相当でない。

5 保険会社に対する直接請求について

被告Y1は原告らが被告会社に対して保険金を直接請求することを認めている。これは、原告らに対する損害賠償債務の弁済のために、原告らに対して、被告Y1の被告会社に対する本件保険契約に基づく損害賠償責任保険の保険金請求権のうち、損害賠償金に関する部分の保険金請求権を一部譲渡したものと認められる。したがって、原告X2及び原告X1は、上記3の被告Y1に対する損害賠償請求権について、被告Y1の被告会社に対する本件保険契約に基づく損害賠償責任保険金（財物の汚損、つまり504号室が水浸しになったことによる上記損害賠償金についての責任保険金）を直接請求することができる。ただし、直接請求できる保険金の額は、上記3の損害賠償請求権とは異なり、約款により損害賠償額とこれに対する判決日までの遅延損害金に限られる。訴状送達の日翌日である平成23年4月21日から判決日である平成23年10月20日までの民法所定年5分の割合による遅延損害金は、原告X2については、損害賠償金額104万9222円に対して2万6302円となり、原告X1については、損害賠償金額10万円に対して2506円となる。

したがって、被告会社は、原告X2又は原告X1の被告Y1に対する上記3の損害賠償請求権が確定したときは、原告X2に対し損害賠償金額104万9222円と遅延損害金額2万6302円の合計107万5524円、原告X1に対し損害賠償金額10万円と遅延損害金額2506円の合計10万2506円の限度で、被告Y1に対する保険金を支払うべき義務がある。被告会社に対する請求は、原告X2及び原告X1の請求は、上記限度で理由があり、原告X3の請求は、同原告の損害についての保険金請求権が認められないから理由がない。

（裁判官 小林久起）

〈以下省略〉
